

## 全国消団連の「組織と運営改革」の取り組み

1990～95年にかけて取り組まれたPL法制定運動は、全国消団連と日本の消費者運動にとって、新たな運動の第1歩となりました。法制定に向けて、消費生活相談員、弁護士、研究者、専門家など、PL法制定に賛同する幅広い人々が参加して「PL法全国連絡会」を結成し、全国消団連はその事務局を担当し、制定運動をすすめました。全国各地でも創意ある取り組みが行われました。官僚や政治家任せでなく、消費者の手による立法運動として、消費者運動の歴史に新たなページを開くものとなりました。また、従来の団体間の共同行動型運動から、HIV訴訟支援活動、阪神淡路大震災のボランティア活動、NPO法制定や情報公開法制定など、市民・個人が参加する活動が広がってきました。

こうした変化の中で、消費者運動のあり方について議論を開始しました。特に、96年から「全国消団連の組織と運営のあり方」について、97年にかけて1年間検討し改革をすすめていきます(次ページへ)。

96年には、その他、HIV訴訟支援活動の継続、消費税率引上げ反対の活動、住専(住宅金融専門会社)への公的資金導入に反対する活動、環境アセスメント法などのテーマに取り組みしました。

### 全国消団連のあゆみ

- 1月 遺伝子組換え食品問題で厚生省に要請
- 2月 牛乳の日付表示問題で公正取引委員会に質問書  
情報公開法パンフレット発行
- 4月 PL欠陥商品110番  
情報公開と薬害エイズ・シンポジウム(情報公開法  
市民ネットワーク主催)
- 6月 消費税率引き上げに関する意見書を提出
- 7月 PL法施行1周年記念シンポジウム「消費者は本当に  
救われるようになったか?」(PL法全国連絡会主催)
- 9月 情報開示一斉請求行動  
環境アセスメント法に関して意見書を提出
- 11月 第35回全国消費者大会

### 社会の動き

- 1月 薬害根絶シンポジウム
- 2月 景気回復宣言
- 3月 東京・大阪HIV訴訟和解
- 6月 こんにやくゼリーによる窒息死事故発生  
O-157による食中毒発生  
変額保険無効訴訟
- 11月 米国フォード車リコール
- 12月 消費税率増税反対国会行動(消費税率増税反対国民運  
動実行委員会主催)  
オレンジ共済組合問題

### PL法制定運動

昭和50年から薬害スモンの弁護士として活動をする中で、消費者団体へ支援要請にまわった。消団連や構成諸団体の活動家と知り合う。消費者センター等の相談員さんの教育にも関わった。これらの蓄積がPL法制定運動構築に役立った。「消費者のための製造物責任法の制定を求める全国連絡会」は、消費者運動諸団体と相談員の団体、弁護士、学者が大同団結してできた我が国最初の運動体だ。

審議会の段階から、そこに参加している消費者代表、学者、各党国会議員らと、弁護士会館で勉強会をした。訴訟の実態、外国の法制度など、産業界出身委員らに一歩も引けを取らない発言ができ、国会にも反映させることができた。

仕上げは、署名運動、大集会、デモに、100名余による連日の国会要請と傍聴の連続で、国会世論を圧倒できた。

PL法制定運動は、立法に全面的にコミットする消費者運動の奔りとして、その後の消費者諸立法の改正・制定運動の参考とされ、成果をあげている。



弁護士  
中村雅人

COLUMN

### 組織と運営のあり方議論に関わって

1980年代から運動課題も複雑化・高度化し、テーマごとの活動が多くなってきた。従来のキャンペーン型運動から、PL制定運動など提案型・提言型の運動を経験したことを背景に、1996年4月の代表幹事会から、全国消団連のあり方について議論を開始した。5月には、品川尚志代表幹事(日本生協連)から「全国消団連の改革について」のメモが提案され、代表幹事会、幹事会、消費者団体ヒアリングなどを通じ議論をすすめ、合意点を積み重ねた。

翌年97年1月の幹事会において、「組織と運営のあり方」及びそれに運営規則改正について確認することができた。運営規則の目的に「消費者の権利の確立」を明記し、より多くの消費者団体の参加する全国消団連となること、消費者・消費者団体の「活動と情報のセンター」としての社会的役割を発揮していくことをめざした。

その後、加入を一気にすすめ、新たに中央団体9団体と地方組織16団体に加入してもらい、第1回全体会議で新しく出発することができた。全国消団連の「場」を消費者団体の共通の財産として、さらに育てて行こうという参加団体の思いが結実した結果といえる。



1993年～97年  
全国消団連事務局長  
小澤重久

COLUMN